

## 給付金 10 万円の申請方法・受け取り方法

- ・ 給付対象者：令和 2 年 4 月 27 日時点で住民票に登録がしてある人。
- ・ 給付対象額：一人につき 10 万円。
- ・ 給付金の受け取りは基本的に銀行口座（手渡しではない）
- ・ 給付金を受け取れる口座は世帯主のもののみ。（実習生は基本的に世帯主かと思います）

### ・ 申請方法（①か②のどちらか）

①住民票のある市区町村から送られてきた申請書（国で統一したもの）に、給付金を振り込んで欲しい口座情報を記入する。

- ・ 記入した口座を確認できるもの（金融機関名・口座番号・口座名義人が書いてあるもの）のコピーと本人確認書類（パスポートや在留カード・運転免許証等）のコピーを申請書と一緒に、申請書の送られてきた市区町村に郵送する。

※パスポートや在留カードのコピーや銀行口座のわかるもののコピーは会社の人に印刷してもらってください。

※尚、申請期限は申請受付日から 3 ヶ月以内。

申請受付日は住んでいる市区町村が決定していくため市町村ごとに異なります。

②マイナンバーカード（マイナンバー通知カードではない）を既に作っている人はマイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）から、給付金を振り込んで欲しい口座を入力したうえで口座の確認書類をアップロードし、電子申請。（本人確認書類は不要）

※実習生はマイナンバーカードを作っていないと思いますので基本的には①の郵送申請になります。

**以下、給付金に関する問い合わせの出来る総務省専用コールセンターの連絡先です。**

○連絡先 03-5638-5855

○対応時間 9：00～18：30（土、日、祝日を除く）

また、総務省によると、給付金支給に際して、市町村や総務省が ATM の操作や、手数料、個人情報や暗証番号を求めることはないとのことです。

詐欺メールも流行しているので気をつけて下さい。（給付金手続きを促すメール等は来ません）

※申請書の記入例を別紙につけてありますが、この記入例は令和 2 年 4 月 20 日時点で総務省より発表された申請書をもとに作成しています。